平成２８年（フ）第３９９号
兵庫県姫路市青山北２丁目１番10号
債務者　下道　厚子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４３０号
兵庫県姫路市実法寺792番地１　セカンドライフ飾西１号館214、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区矢倉町１丁目３番地　森川アパート
債務者　大森　國光
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６２６号
広島市安佐南区八木９丁目16番15―104号
債務者　長渕　由美（旧姓中串）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５７号
広島市安芸区船越南３丁目21番７―203号
債務者　新川　史明
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６０号
広島市西区草津東１丁目８番12―314号
債務者　中村賀須美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７３号
広島市東区馬木５丁目1257番地１　グリーンヒル201号
債務者　糸藤　真紀
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７６号
広島市南区宇品海岸２丁目19番17―302号
債務者　花本　浩美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２２号
香川県高松市福岡町２丁目14番１―303号
溝淵ビル
債務者　鳴瀬　浩幸
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３４１号
福岡市中央区平尾５丁目４番７―202号
債務者　山本　悦子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３４９号
福岡市早良区原５丁目15番15―401号
債務者　山下　繁美
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５０号
福岡市早良区原５丁目15番15―401号
債務者　山下　美沙（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４４５号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目160番地
シャトー博多南202号
債務者　池邊　淳子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５００号
福岡市東区和白３丁目２番２―301号
債務者　西吉　幸子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５２６号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代909番地６
ファランドハイツ106号
債務者　原田　杏奈（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５７５号
福岡市南区三宅３丁目15番25―502号
債務者　染川　孝行
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５７９号
福岡市東区八田２丁目17番24号
債務者　杉田　芳子（旧姓板東）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５８８号
福岡市東区香椎３丁目３番51号
債務者　平木　龍哉
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５９１号
福岡市城南区七隈４丁目15番25号
債務者　塩満　惠億
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部